

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

平成20年4月18日付厚生労働省告示第285号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、薬事法の規定に基づき承認を得た新医薬品で、薬価基準への収載希望のあった13成分20品目を、薬価基準の別表に第6部として収載したものであります。

同時に、同日付保医発第0418002号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の新医薬品の薬価基準収載に伴う留意事項が、下記のとおり示されました。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌7月号に掲載を予定しております。

記

○ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

（1）アマージ錠 2.5mg

本製剤の使用上の注意に、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与することとされているので、使用にあたっては十分留意すること。

（2）レバチオ錠 20mg（成分名：シルデナフィルクエン酸塩）

① 本製剤の効能・効果は、「肺動脈性肺高血圧症」であること。

② 本製剤が「勃起不全」の治療目的で処方された場合には、保険給付の対象としないこととする。

（3）チャンピックス錠 0.5mg, チャンピックス錠 1mg

① 本製剤の薬剤料については、ニコチン依存症管理料の算定に伴って処方された場合に限り算定できることとする。また、処方せんによる投薬の場合におい

ては、処方せんの「備考」欄に「ニコチン依存症管理料の算定に伴う処方である。」と記載すること。

- ② 「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）第 10 第 2 号（一）に規定する 14 日の投薬期間制限のため、ニコチン依存症管理料の算定日以外の日、ニコチン依存症管理料の算定対象となる患者に対して「禁煙治療のための標準手順書」に基づき本剤が処方された場合においても、①と同様の取扱いとする。
- ③ ①にかかわらず、ニコチン依存症管理料を算定する禁煙治療を行っている患者が、何らかの理由により入院治療を要することとなった場合、ニコチン依存症管理料の施設基準を届け出ている保険医療機関に入院し、患者本人の強い禁煙意志に基づき禁煙治療を継続した場合に限り、当該禁煙治療に要した本剤の薬剤料を、入院している保険医療機関において算定して差し支えない。

当該薬剤料の算定に当たっては、外来で実施されていた禁煙治療の内容を十分に踏まえ、継続して計画的な禁煙指導を行うために本剤が処方された場合に算定が認められるものであること。

また、診療報酬請求の際には、診療報酬明細書の摘要欄に、「外来においてニコチン依存症管理料を算定する患者に対し、禁煙治療を継続するために処方した。」と記載すること。

なお、入院の期間は、ニコチン依存症管理料の算定期間である 12 週間には含めないものとし、また、当該入院中の処方については、ニコチン依存症管理料を算定できる治療回数である 5 回には含めない。

以上

（添付資料）

1. 官報（平20. 4. 18 号外第82号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について
（平20. 4. 18 厚生労働省保険局医療課長通知）

（参 考）

1. 薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）新医薬品（平成 20 年 1 月承認分）



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

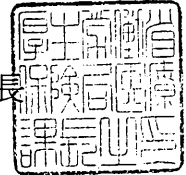
○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働二八五)

品名	第6部内	追 補 (2)	規 格	単 位	薬 価 円
(あ)					
アマージ錠2.5mg				2.5mg 1錠	900.30
(き)					
キプレス錠 5 mg				5 mg 1錠	199.70
(く)					
グレースビット錠50mg				50mg 1錠	228.00
グレースビット細粒10%				100mg 1 g	576.00
(し)					
シングレア錠 5 mg				5 mg 1錠	199.70
(ち)					
チャンピックス錠0.5mg				0.5mg 1錠	132.60
チャンピックス錠 1 mg				1 mg 1錠	237.40
(ね)					
ネクサバル錠200mg				200mg 1錠	5,426.20
(の)					
ノベルジンカプセル25mg				25mg 1 カプセル	262.00
ノベルジンカプセル50mg				50mg 1 カプセル	410.60
(れ)					
レバチオ錠20mg				20mg 1錠	1,179.80
(ろ)					
ロナセン錠 2 mg				2 mg 1錠	77.30
ロナセン錠 4 mg				4 mg 1錠	145.00
ロナセン散 2 %				2 % 1 g	699.40
品名	注 射	薬	規 格	単 位	薬 価 円
(あ)					
アートセレブ脳脊髄手術用洗浄灌流液				500mL 1 キット	2,203
(く)					
クレキサソ皮下注キット 2000 I U				2,000低分子ヘパリン 国際単位0.2mL 1 筒	1,037
(め)					
メドウェイ注 5 %				5 % 250mL 1 瓶	9,602
メドウェイ注 25 %				25 % 50mL 1 瓶	9,602
(り)					
リコモジュリン点滴静注用12800				12,800単位 1 瓶	38,352
品名	外 用	薬	規 格	単 位	薬 価 円
(た)					
タリムス点眼液0.1%				0.1% 5 mL 1 瓶	9,383.20

○厚生労働省告示第百八十五号
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬
価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。
平成二十年四月十八日
別表に第6部として次のように加える。
厚生労働大臣 外添 要一

地方社会保険事務局長 }
都道府県民生主管部(局) } 殿
国民健康保険主管課(部)長 }
都道府県高齢者医療主管部(局) }
高齢者医療主管課(部)長 }

厚生労働省保険局医療課長



使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成20年4月18日付厚生労働省告示第285号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬14品目、注射薬5品目及び外用薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	7,880	3,765	2,695	40	14,380

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) アマージ錠2.5mg
本薬剤の使用上の注意に、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与することとされているので、使用にあたっては十分留意すること。

(2) レバチオ錠20mg (成分名：シルденаフィルクエン酸塩)

- ① 本製剤の効能・効果は、「肺動脈性肺高血圧症」であること。
- ② 本製剤が「勃起不全」の治療目的で処方された場合には、保険給付の対象としないこととする。

(3) チャンピックス錠0.5mg、チャンピックス錠1mg

- ① 本製剤の薬剤料については、ニコチン依存症管理料の算定に伴って処方された場合に限り算定できることとする。また、処方せんによる投薬の場合においては、処方せんの「備考」欄に「ニコチン依存症管理料の算定に伴う処方である。」と記載すること。
- ② 「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」(平成18年厚生労働省告示第107号)第10第2号(一)に規定する14日の投薬期間制限のため、ニコチン依存症管理料の算定日以外の日には、ニコチン依存症管理料の算定対象となる患者に対して「禁煙治療のための標準手順書」に基づき本剤が処方された場合においても、①と同様の取扱いとする。
- ③ ①にかかわらず、ニコチン依存症管理料を算定する禁煙治療を行っている患者が、何らかの理由により入院治療を要することとなった場合、ニコチン依存症管理料の施設基準を届け出ている保険医療機関に入院し、患者本人の強い禁煙意志に基づき禁煙治療を継続した場合に限り、当該禁煙治療に要した本剤の薬剤料を、入院している保険医療機関において算定して差し支えない。

当該薬剤料の算定に当たっては、外来で実施されていた禁煙治療の内容を十分に踏まえ、継続して計画的な禁煙指導を行うために本剤が処方された場合に算定が認められるものであること。

また、診療報酬請求の際には、診療報酬明細書の摘要欄に、「外来においてニコチン依存症管理料を算定する患者に対し、禁煙治療を継続するために処方した。」と記載すること。

なお、入院の期間は、ニコチン依存症管理料の算定期間である12週間には含まないものとし、また、当該入院中の処方については、ニコチン依存症管理料を算定できる治療回数である5回には含まない。

(参 考)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
1	内用薬	アマージ錠2.5mg	ナラトリプタン塩酸塩	2.5mg 1錠	900.30
2	内用薬	キプレス錠5mg	モンテルカストナトリウム	5mg 1錠	199.70
3	内用薬	グレースビット錠50mg	シタフロキサシン水和物	50mg 1錠	228.00
4	内用薬	グレースビット細粒10%	シタフロキサシン水和物	100mg 1g	576.00
5	内用薬	シングレア錠5mg	モンテルカストナトリウム	5mg 1錠	199.70
6	内用薬	チャンピックス錠0.5mg	バレニクリン酒石酸塩	0.5mg 1錠	132.60
7	内用薬	チャンピックス錠1mg	バレニクリン酒石酸塩	1mg 1錠	237.40
8	内用薬	ネクサバール錠200mg	ソラフェニブトシル酸塩	200mg 1錠	5,426.20
9	内用薬	ノベルジンカプセル25mg	酢酸亜鉛水和物	25mg 1カプセル	262.00
10	内用薬	ノベルジンカプセル50mg	酢酸亜鉛水和物	50mg 1カプセル	410.60
11	内用薬	レバチオ錠20mg	シルデナフィルクエン酸塩	20mg 1錠	1,179.80
12	内用薬	ロナセン錠2mg	ブロナンセリン	2mg 1錠	77.30
13	内用薬	ロナセン錠4mg	ブロナンセリン	4mg 1錠	145.00

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
14	内用薬 ロナセン散2%	ブロナンセリン	2%1g	699.40
15	注射薬 アートセレブ脳脊髄手術用洗浄灌流液	ブドウ糖、塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化マグネシウム、塩化カルシウム水和物、リン酸二水素カリウム、注射用水	500mL 1キット	2,203
16	注射薬 クレキササン皮下注キット2000IU	エノキサパリンナトリウム	2,000低分子ヘパリン 国際単位0.2mL 1筒	1,037
17	注射薬 メドウエイ注5%	人血清アルブミン(遺伝子組換え)	5%250mL 1瓶	9,602
18	注射薬 メドウエイ注25%	人血清アルブミン(遺伝子組換え)	25%50mL 1瓶	9,602
19	注射薬 リコモジュリン点滴静注用12800	トロンボモデュリン アルファ(遺伝子組換え)	12,800単位 1瓶	38,352
20	外用薬 タリムス点眼液0.1%	タクロリムス水和物	0.1%5mL 1瓶	9,383.20

(参 考)

薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）

新医薬品（平成二十年一月承認分）

(内用薬)

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
1	内117 ロナセン錠2mg ロナセン錠4mg ロナセン散2% (大日本住友製薬)	2mg1錠 4mg1錠 2%1g	ブロナンセリン	通常、成人にはブロナンセリンとして1回4mg、1日2回食後経口投与より開始し、徐々に増量する。維持量として1日8～16mgを2回に分けて食後経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減するが、1日量は24mgを超えないこと。
(効能・効果) 統合失調症				

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
2	内216 アマージ錠2.5mg (グラクソ・スミスクライン)	2.5mg1錠	ナラトリプタン 塩酸塩	通常、成人にはナラトリプタンとして1回2.5mgを片頭痛の頭痛発現時に経口投与する。なお、効果が不十分な場合には、追加投与することができるが、前回の投与から4時間以上あけること。ただし、1日の総投与量を5mg以内とする。
(効能・効果) 片頭痛				

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
3	内219 レバチオ錠20mg (ファイザー)	20mg1錠	シルденаフィ ルクエン酸塩	通常、成人にはシルденаフィ ルとして1回20mgを1日3回経口投 与する。
(効能・効果) 肺動脈性肺高血圧症				

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
4	内392 ノベルジンカプセル25mg ノベルジンカプセル50mg （ノーベルファーマ）	25mg1カプセル 50mg1カプセル	酢酸亜鉛水和物	成人には、亜鉛として、通常1回50mgを1日3回経口投与する。 なお、年齢、症状に応じて適宜増減するが、最大投与量は1日250mg（1回50mgを1日5回投与）とする。 6歳以上の小児には、亜鉛として、通常1回25mgを1日3回経口投与する。 1歳以上6歳未満の小児には、亜鉛として、通常1回25mgを1日2回経口投与する。 なお、いずれの場合も、食前1時間以上又は食後2時間以上あけて投与すること。
(効能・効果) ウィルソン病（肝レンズ核変性症）				

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
5	内429 ネクサバル錠200mg （バイエル薬品）	200mg1錠	ソラフェニブトシル酸塩	通常、成人にはソラフェニブとして1回400mgを1日2回経口投与する。なお、患者の状態により適宜減量する。
(効能・効果) 根治切除不能又は転移性の腎細胞癌				

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
6	内449 シングレア錠5mg （萬有製薬） キプレス錠5mg （杏林製薬）	5mg1錠 5mg1錠	モンテルカストナトリウム	<気管支喘息> 通常、成人にはモンテルカストとして10mgを1日1回就寝前に経口投与する。 <アレルギー性鼻炎> 通常、成人にはモンテルカストとして5～10mgを1日1回就寝前に経口投与する。
(効能・効果) 気管支喘息、アレルギー性鼻炎				

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量	
7	内624	グレースビット錠50mg グレースビット細粒10% （第一三共）	50mg1錠 100mg1g	シタフロキサシン水和物	通常、成人に対してシタフロキサシンとして1回50mgを1日2回経口投与する。なお、効果不十分と思われる症例には、シタフロキサシンとして1回100mgを1日2回経口投与することができる。
<p>（効能・効果）</p> <p><適応菌種>本剤に感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、モラクセラ（ブランハメラ）・カタラーリス、大腸菌、シトロバクター属、クレブシエラ属、エンテロバクター属、セラチア属、プロテウス属、モルガネラ・モルガニー、インフルエンザ菌、緑膿菌、レジオネラ・ニューモフィラ、ペプトストレプトコッカス属、プレボテラ属、ポルフィロモナス属、フソバクテリウム属、トラコーマクラミジア（クラミジア・トラコマティス）、肺炎クラミジア（クラミジア・ニューモニエ）、肺炎マイコプラズマ（マイコプラズマ・ニューモニエ）</p> <p><適応症>咽頭・喉頭炎、扁桃炎（扁桃周囲炎、扁桃周囲膿瘍を含む）、急性気管支炎、肺炎、慢性呼吸器病変の二次感染、膀胱炎、腎盂腎炎、尿道炎、子宮頸管炎、中耳炎、副鼻腔炎、歯周組織炎、歯冠周囲炎、顎炎</p>					

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量	
8	内799	チャンピックス錠0.5mg チャンピックス錠1mg （ファイザー）	0.5mg1錠 1mg1錠	バレニクリン酒石酸塩	通常、成人にはバレニクリンとして第1～3日目は0.5mgを1日1回食後に経口投与、第4～7日目は0.5mgを1日2回朝夕食後に経口投与、第8日目以降は1mgを1日2回朝夕食後に経口投与する。なお、本剤の投与期間は12週間とする。
<p>（効能・効果）</p> <p>ニコチン依存症の喫煙者に対する禁煙の補助</p>					

(注射薬)

薬効分類	銘柄名(会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
9	注333 クレキサン皮下注キット2000IU (サノフィ・アベンティス)	2,000低分子ヘパリン国際単位0.2mL1筒	エノキサパリンナトリウム	通常、エノキサパリンナトリウムとして、1回2000IUを、原則として12時間毎に1日2回連日皮下注射する。
(効能・効果) 下記の下肢整形外科手術施行患者における静脈血栓塞栓症の発症抑制 股関節全置換術、膝関節全置換術、股関節骨折手術				

薬効分類	銘柄名(会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
10	注333 リコモジュリン点滴静注用12800 (旭化成ファーマ)	12,800単位1瓶	トロンボモデュリン アルファ(遺伝子組換え)	通常、成人には、トロンボモデュリン アルファとして1日1回380U/kgを約30分かけて点滴静注する。なお、症状に応じ適宜減量する。
(効能・効果) 汎発性血管内血液凝固症(DIC)				

薬効分類	銘柄名(会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
11	注339 アートセレブ脳脊髄手術用洗浄灌流液 (大塚製薬工場)	500mL1袋	配合剤	穿頭・開頭手術時の洗浄、脊髄疾患手術時の洗浄及び神経内視鏡手術時の灌流を目的として使用する。
用時に隔壁を開通して上室液と下室液をよく混合する。 使用量は通常、適量を使用し、術式及び手術時間等により適宜増減する。 なお、上限量は下記を目安とする。 穿頭・開頭手術及び神経内視鏡手術 4000mL 脊髄疾患手術 3000mL				
(効能・効果) 穿頭・開頭手術時の洗浄、脊髄疾患手術時の洗浄及び神経内視鏡手術時の灌流				

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
12	注634 メドウェイ注5% メドウェイ注25% （田辺三菱製薬）	5%250mL1瓶 25%50mL1瓶	人血清アルブミン（遺伝子組換え）	25%製剤：通常成人1回50mL [人血清アルブミン（遺伝子組換え）として12.5g]を緩徐に静脈内注射又は点滴静脈内注射する。なお、年齢、症状、体重により適宜増減する。 5%製剤：通常成人1回250mL [人血清アルブミン（遺伝子組換え）として12.5g]を緩徐に静脈内注射又は点滴静脈内注射する。なお、年齢、症状、体重により適宜増減する。
	<p>（効能・効果）</p> <p>アルブミンの喪失（熱傷、ネフローゼ症候群など）及びアルブミン合成低下（肝硬変症など）による低アルブミン血症、出血性ショック</p>			

(外用薬)

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
13 外131	タリムス点眼液0.1% (千寿製薬)	0.1%1mL	タクロリムス水和物	用時よく振り混ぜたのち、通常、1回1滴を1日2回点眼する。
(効能・効果) 春季カタル (抗アレルギー剤が効果不十分な場合)				